

## 子どもの虐待に関する市民意識

山 縣 文 治  
(大阪市立大学)

### 1. 研究の概要

①目的 2000年5月、児童虐待の防止等に関する法律が成立し、11月から施行となった。子どもの虐待の防止には、専門家による援助だけではなく、市民を含むネットワークが有効であるといわれている。そのため、市民が子どもの虐待について正しい認識をもつとともに、援助の枠組みに対する理解が必要である。

本研究は、市民が子どもの虐待をどのように理解しているのか、さらにはそれに関わる児童福祉制度についてどの程度理解しているのかを明らかにするものである。とりわけ、通告の義務とそれらの関係について明らかにする。

②調査の対象と抽出 A市在住の18歳以上の市民。抽出は住民基本台帳からの無作為に3,000人。

調査方法と調査期間：質問紙による郵送調査。調査期間は、2000年8月1日から8月20日。

③回収状況 有効回収数1,035。有効標本率34.5%。

### 2. 分析の方法

児童福祉法第25条では、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない」と規定している。一般市民でこれを知る者は、必ずしも多くないと考えられる。一方、この規定を知っている者は、子どもの虐待への関心が高い人と考えられる。

そこで、通告の義務の認知度が、他の要因とどのような関係があるのかを、クロス分析で明らかにした。独立変数は、①子どもの虐待に関する意識(18項目)、②通告する際の不安(10項目)、③児童相談所の対応(3項目)、④虐待が疑わしいときの対応(14項目)、⑤関係機関の周知等(8項目)、である。

なお、通告の義務の認知については、「聞いたことがなかった」46.9%、「通告先は知らなかったが通告義務があることは知っていた」39.1%、「どこに通告すべきかも含めよく知っている」14.0%であった。

### 3. 調査の結果

#### 1) 子どもの虐待に関する意識

子どもの虐待に関する意識については、日本子ども総合研究所が行ったビネット調査の項目のうち、若干の文言の修正を加えた表1に示す18項目について関連を調べた。その結果、「親の帰りが遅いので子どもはいつも夕食を一人で食べている」「夜、子どもを寝かしつけてから夫婦で遊びに出かける」「子どもに『あんたなんて生まれてこなければよかった』としばしば言う」「親が思春期の娘の胸をさわったりなでたりして可愛がる」「親がギャンブルにお金を使ったため、学校での必要費用を支払えない」「他の兄弟と比べて『お前はだめだ』と言う」「子どもの話しかけをいっさい無視して答えない」の7項目で関連がみられた。傾向としては、いずれも、通告の義務に関する意識が高い者が、虐待としての意識も高くなっている。

#### 2) 通告する際の不安

通告する際の不安については、「虐待ではなかった場合の責任」「親子分離されたら子どもがかわいそう」の2項目で関連がみられた。これは、いずれも認知度が低い人の方が「不安である」傾向が強い。

#### 3) 児童相談所の対応

児童相談所の対応については、「どんなことがあっても家庭内のことに介入すべきではない」「子どもに外傷が見られるなど確実な証拠がある場合に限り介入が必要」の2項目で関連がみられた。前者については、通告義務の認知との間に直線的な傾向がみられたが、後者については直線的な傾向とはなっていない。

#### 4) 虐待が疑わしいときの対応

虐待を疑わしいときの対応については、「福祉事務所、児童相談所に相談」「何もしない」「あなたの家族、親戚、友人に相談」の3項目で関連がみられた。「福祉事務所、児童相談所に相談」という専門機関に相談するものは通告義務を知っている人に、「何もしない」「あなたの家族、親戚、友人に相談」については、通告義務を知らない人に多かった。

#### 5) 関係機関の周知等(8項目)

関係機関等の周知については、調査したすべての項目で1%以下の有意水準で差がみられた。傾向としては、通告義務を知っている人の方が、児童相談所を除いて、すべて機関等を「知っている」の割合が高い。

表1 子どもの25条の認知と通告する際の不安との関係

0.01%以下	0.05%以下	有意差なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>親の帰りが遅いので子どもはいつも夕食を一人で食べている</li> <li>夜、子どもを寝かしつけてから夫婦で遊びに出かける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに「あなたなんて生まれてこなければよかった」としばしば言う</li> <li>親が思春期の娘の胸をさわったりなでたりして可愛がる</li> <li>親がギャンブルにお金を使ったため、学校での必要費用を支払えない</li> <li>他の兄弟と比べて「お前はだめだ」と言う</li> <li>子どもの話しかけをいっさい無視して答えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が子どもをたたいたらあざができた</li> <li>子どもにたばこの火をおしつける</li> <li>親が自分の性器を子どもにさわらせる</li> <li>親がパチンコをしている間乳幼児を車に残しておく</li> <li>罰として子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる</li> <li>親が酒に酔うと子どもをたたいている</li> <li>罰として子どもを夜中まで外でたたせておく</li> <li>子どもに慢性疾患があり生命に危険があるのに病院につれていかない</li> <li>親が子どもをたたいたが、けがやあざは生じなかった</li> <li>親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている</li> <li>親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る</li> </ul>

表2 25条の認知と通告する際の不安との関係

0.01%以下	0.05%以下	有意差なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待ではなかった場合の責任</li> <li>親子分離されたら子どもがかわいそう</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>通告したことが相手に分かってしまうのではないか</li> <li>通告手続きなどがあって面倒なのではないか</li> <li>あなたとその家族との間が気まづくのではないか</li> <li>すぐに対応してもらえるか</li> <li>本気で対応してもらえるか</li> <li>通告されたことに親が腹を立て、子どもがさらにひどい扱いを受けるのではないか</li> <li>もし親子分離されたら親がかわいそう</li> </ul>

表3 児童相談所の対応についての意識の関係

0.01%以下	0.05%以下	有意差なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>どんなことがあっても家庭内のことに介入すべきではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに外傷が見られるなど確実な証拠がある場合に限り介入が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもがひどい扱いを受けていると疑われる時点で、一時保護や強制的な立ち入り調査が必要</li> </ul>

表4 25条の認知と児童虐待を疑ったときの対応との関係

0.01%以下	0.05%以下	有意差なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所、児童相談所に相談</li> <li>何もしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あなたの家族、親戚、友人に相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所に相談</li> <li>警察に相談</li> <li>子育てに関する電話相談等に相談</li> <li>主任児童委員・民生委員に相談</li> <li>保育所、幼稚園、学校の先生に相談</li> <li>子どもを保護</li> <li>子どもに虐待の事実を確認</li> <li>虐待者と話す</li> <li>自分や自分の子どもに危害を加えられないように虐待している親との関係を避ける</li> </ul>

表5 25条認知と関係機関・制度の認知の関係

0.01%以下		
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所</li> <li>子育て支援ステーション（児童養護施設）</li> <li>主任児童委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所</li> <li>民生児童委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども支援センター（家庭児童相談室）</li> <li>子ども何でも相談</li> <li>児童虐待の防止等に関する法律の認知</li> </ul>

#### 4. 結果の考察

子どもの虐待への対応は、発生予防、重度化・深刻化の予防、再発の予防の3つのステップで考える必要がある。一般市民の主たる役割はこのうち、発生予防と再発の予防への協力にある。

本調査から、虐待への支援制度への認知が高いものは、適切な行動がとれる可能性が高いことがわかった。このことは啓発活動の大切さを示している。自らが虐

待をしないという視点だけではなく、援助者としての立場を自覚させる啓発活動が重要である。厚生労働省では、現在市町村児童虐待防止ネットワーク事業を推進しているが、この中では、このような視点での事業に取り組まれる必要がある。

虐待をしているものを罰するという視点ではなく、その苦悩から早く解放してあげるとするのが、市民や専門家に期待される支援の目標である。